

製品プラスチック

製品プラスチックとは？

「容器包装プラスチック」以外のプラスチックでできている製品が対象です。
他の素材が付いていても出せます。



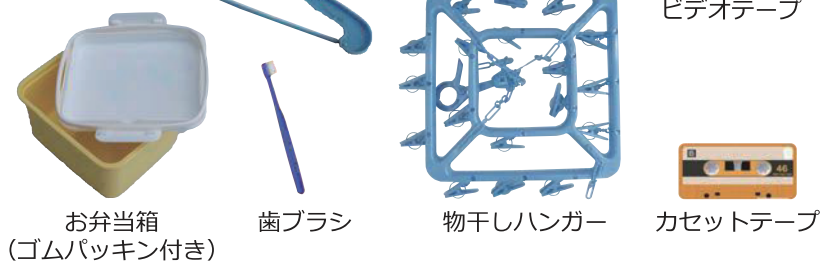
プラスチック素材でできているもの
※ポリ塩化ビニル (PVC) を使用しているものは除く

折れたハンガー



壊れたもの、劣化したもの

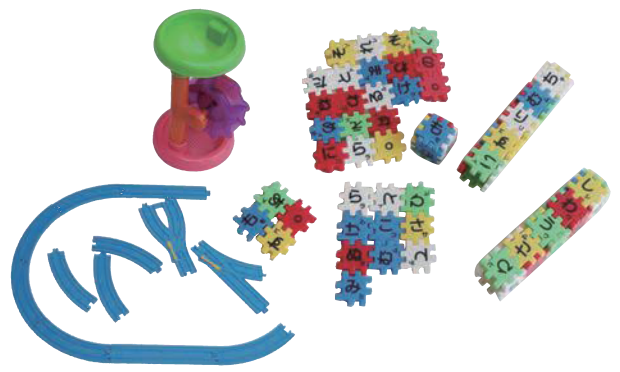
ハンガー (フック部分金属)



プラスチックと一部その他の素材(金属・ゴムなど)



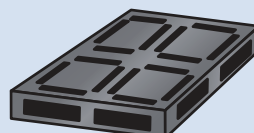
シリコーン製、ウレタン製、スポンジ製のもの



おもちゃ(電池不使用のもの)

何に資源化されるの？

収集した製品プラスチックは、洗面器、フォークリフトの台になるパレットなどの日用品になります。



出し方は？

①汚れなどを落とす。
植木鉢やプランター
に付いた砂や泥は、
洗い流す。



②大きいものは、その
まま出す。小さいも
のは、透明・半透明
の袋(45ℓ相当まで)
に入れて出す。



注意! 製品プラスチックに出せません!

①不衛生なもの → 燃やすごみ
(例) 使用済トイレブラシとケース



②一辺の長さがおおむね50 cm以上のもの → 粗大ごみ



※50 cm以上のもので粗大ごみにならないものは、50音順索引(P35～P55)参照。

③塩化ビニル(PVC)を使ったもの → 燃やすごみ
(ソフトビニル人形も含む)
(例)



④電気・電池を使うもの → 本体部分は燃えないごみ、
電池は外して危険・有害ごみ

(例)



⑤プラマーク表示のあるもの → 容器包装プラスチック ⑥ペットボトル → ペットボトル



⑦爆発などの危険性があるもの



→ 燃やすごみ
(P9～P10 参照)



→ 危険・有害ごみ
(P24 参照)